

# 大 分 市 剣 道 連 盟

## 諸 規 定

- 1, 規 約
- 2, 少 年 部 規 定
- 3, 昇 級 審 査 規 定
- 4, 旅 費 規 定
- 5, 慶 弔 規 定
- 6, 事 務 局 規 定
- 7, 内 規
- 8, 入会金、会費、手数料の徴収について

令和7年5月6日

# 大分市剣道連盟規約

## 第1章 総 則

- 第1条 この会は大分市剣道連盟（以下『連盟』）と称する。
- 第2条 本連盟は所在地を大分市三佐3丁目14-16に置く。
- 第3条 本連盟は一般財団法人大分県剣道連盟（以下「県剣連」と称する）及び大分市体育協会に加盟する。

## 第2章 目的及び事業

- 第4条 本連盟は大分市における剣道、居合道並びに杖道の普及発展につとめ会員の体位の向上と人間形成をはかり、併せて加盟団体との提携、並びに会員相互の親睦、融和に資することを目的とする。
- 第5条 本連盟は前条の目的を達成するため次の事業を行うものとする。
- (1) 剣道、居合道及び杖道の普及並びに指導。
  - (2) 武道精神の高揚と技量向上のための講習会、大会、昇級審査会等の開催。
  - (3) 剣道、居合道、杖道に関する研究調査、資料の収集及び刊行。
  - (4) 剣道、居合道、杖道の錬磨により会員相互の親睦をはかる。
  - (5) 県内外の各種大会への参加。
  - (6) 幼少年の剣道、居合道、杖道の普及発展及び指導。
  - (7) 剣道、居合道、杖道の功労者に対する表彰及び慶弔。
  - (8) 県剣連その他の体育団体との連絡提携。
  - (9) その他本連盟の目的達成のために必要な事項。

## 第3章 組 織

- 第6条 本連盟は次の会員をもって組織する。（正会員、特別会員）
- (1) 正会員 本連盟の目的を良く理解し入会金を納めた大分市の居住者。但し、大分市以外の者が大分市において剣道、居合道、杖道の稽古等を行うため、本人が希望する者は本連盟の会員になることができる。その場合居住地の剣道連盟にも加入している者とする。
  - (2) 特別会員 剣道、居合道、杖道を理解し本連盟の事業に協力したもので総会の決議に依り推薦された者。
- 第7条 会員は別に定める規定により年間会費を納めなければならない。
- 第8条 本連盟会員たる義務に違反し、又は対面を汚した者は理事会に諮り除名することができる。但し当該者には弁明の機会を与えなければならない。又、この場合は出席理事の3分の2の議決によるものとする。

#### 第4章 役員（役員を選出）

第9条 本連盟に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名 総会に於いて推薦された者。
- (2) 副会長 若干名 会長が総会に諮り委嘱する。
- (3) 理事 若干名 会員中本連盟の繁栄と発展のため全力を尽くす同好士の中で職域、地域を考慮して総会で選出する。  
職域は、中体連・高体連・大学・警察・刑務所・県庁・市役所・一般・女子部・居合道・杖道から各1名・学識経験者若干名地域は、大分市を4分割し、1地域から2名とする。
- (4) 理事長 1名 理事の互選により決定する。
- (5) 副理事長 1名 理事の互選により決定する。
- (6) 常任理事 若干名 理事の互選により決定する。
- (7) 事務局長 1名 理事の互選により決定する。
- (8) 監事 2名 総会により選出する。  
(他と兼ねることはできない。)
- (9) 県剣連理事 3名 総会により選出する。
- (10) 県剣連評議員 2名 総会により選出する。

第10条 本連盟は次の名誉役員をおくことができる。

- (1) 本連盟に顧問、相談役、参与を置くことができる。
- (2) 顧問、相談役、参与の選考は、本連盟の会員、また、分会長等を経験し当連盟に貢献したものとする。
- (3) 顧問、相談役、参与は、会長が委嘱する。
- (4) 顧問、相談役、参与は、会長の諮問に応じ意見を述べるができる。
- (5) 顧問、相談役、参与の任期は、2年とする。

第11条 本連盟役員員の任期は2年とする。但し再任することができる。

2、役員に定年を設けるものとし、その年齢は次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長 80歳迄
- (2) 理事、理事長、副理事長 75歳迄
- (3) 常任理事 75歳迄
- (4) 監事 75歳迄
- (5) 事務局長 75歳迄
- (6) 県剣連 評議員 県剣連の定款による年齢
- (7) 県剣連 理事 同上

- 3、 役員の欠員補充で就任した者は、前任者の残りの任期とし、任期途中で定年に達した役員は、当該役員の任期が満了する時までとする。

第12条 本連盟役員を行なう任務は次の通りとする。

- (1) 会 長 本連盟の一切を統括。
- (2) 副 会 長 会長を補佐し会長不在及び事故ある時はその任務を代行する。
- (3) 理 事 理事会を構成して会務を審議し、その執行は常任理事会に委任する。
- (4) 理 事 長 理事会を代表し、常時会務の企画立案執行に当たる。
- (5) 副 理 事 長 理事長を補佐し、理事長事故ある時または理事長欠けたる時は、理事長を代理しその職務を遂行する。
- (6) 常 任 理 事 常任理事会を構成して常時会務に参画し、その執行に当たる。
- (7) 事 務 局 長 別に定める事務局規定によってその職務を遂行する。
- (8) 監 事 本連盟の業務及び財産について次の監査を行う。  
ア、経理状況の監査  
イ、業務執行状況の監査  
ウ、以上の監査について不審と思われることのある場合は、直ちに理事会に報告しなければならない。  
この場合は会長の承諾を得て理事会を招集する事が出来る。
- (9) 県剣連評議員 本連盟を代表し県剣連評議員会に出席しその議決にあたる。
- (10) 県剣連理事 本連盟を代表し県剣連理事会に出席しその議決にあたる。

## 第5章 会 議

第13条 総会は定期総会と臨時総会の2種類とする。いずれも代議員制とし

定期総会は毎年1回5月までに開催する。

臨時総会は代議員の3分の1以上から請求のあった場合、会長は一カ月以内に臨時総会を開催しなければならない。総会は会長が議長となり、次の事項を議決する。

- (1) 予算及び決算

- (2) 年間行事計画
- (3) 役員選挙、推薦及び特別会員の推薦
- (4) 規約の制定又は改定
- (5) 監査報告の承認
- (6) その他重要な事項

第14条 役員会は会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事、市選出県評議員・理事で構成し、会長の必要と認める事項について協議する。

第15条 理事会は会長、副会長、理事を以って構成し必要に応じ、会長が招集する。但し理事の3分の1以上の要求のあった時は、会長は理事会を招集しなければならない。この会の議長は理事長とする。

理事会は本連盟の円滑な運営を図るための決議機関として積極的に事務の運営に当たり、次の事を決める。

- (1) 規約の審議、改正立案
- (2) 予算、決算の審議
- (3) 事業計画の審議
- (4) 年間会費、各種手数料、入会金、会費等の額の研究並びにその徴収方法。
- (5) その他、他の会務に属さない一切の事項。

第16条 常任理事会は会長、副会長、常任理事で構成され、理事会より承認された行事執行について、必要と認められた事項については理事会に諮り承認を得るものとする。尚、議長は理事長とする。

第17条 本連盟の総会は以下の者で構成する。代議員（会長、副会長、理事、監事、分会長）で構成し、会議は過半数の出席で成立し、出席者の過半数で議決する。なお、可否同数の場合には議長がこれを決定する。  
※総会欠席者は必ず委任状を提出すること。

## 第6章 会 計

第18条 本連盟の経費は次に掲げるものを以ってこれに当てる。

- (1) 入会金
- (2) 会 費
- (3) 審査料
- (4) 各種手数料
- (5) 寄付金
- (6) その他の収入

なお、寄付金をあおぐ場合は役員会の承認を得るものとする。

第19条 本連盟の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

第20条 本連盟は少年部（分会）を置く。少年部に関しては別に少年部規定を定める。

第21条 本規約実施にあたり必要に応じさらに内規その他の細則を理事会の承認を得て定めることが出来る。但し本連盟役員等の出張に関する事項の旅費規定、

昇級審査規定、慶弔規定、事務局規定は別に定める。

付 則

本規約は昭和58年 4月18日より実施する。

昭和49年 4月28日改定

昭和56年 4月26日改定

昭和61年 4月19日改定

平成 3年 4月27日改定

平成 9年 4月27日改定

平成13年 4月 1日改定

平成22年 4月25日改定

平成26年 4月27日改定

経過措置として第11条は、平成27年度総会開催時から施行する。

平成27年 4月25日改定

令和 4年 4月18日改定

令和 7年 5月 6日改定

# 大分市剣道連盟少年部規定

## 第 1 章 総 則

第 1 条 本会は大分市剣道連盟少年部と称する。(以下本会という)

第 2 条 本会は各地域に分会を設置することが出来る。

## 第 2 章 目的及び事業

第 3 条 本会は大分市に居住し、かつ本会に入会した少年に剣道、居合道並びに杖道の普及を図りその技術の向上と青少年の健全育成を目的とし、その目的を達成するために次の行事を行う。

- (1) 剣道、居合道、並びに杖道の普及奨励
- (2) 各種少年剣道大会への参加
- (3) 少年剣道大会及び分会学習発表会の実施
- (4) 剣道技量の審査
- (5) その他本連盟の目的達成に必要な事項

## 第 3 章 役 員

第 4 条 本会役員は次の通りとする。

(1) 本会に次の役員を置く。

- |       |     |
|-------|-----|
| ①少年部長 | 1名  |
| ②少年部係 | 若干名 |
| ③分会長  |     |

※少年部長は分会長より互選し、少年部係は大会審査担当常任理事とする。

(2) 分会長は分会を代表するものをあて、分会における管理運営の責任者とする。

## 第 4 章 分会の設置及び運営

第 5 条 大分市剣道連盟の会員で分会を設置しようとする者は所定の様式 1 により本連盟会長に申請しなければならない。

本連盟会長は前項の申請があった場合はこれを理事会に諮り、これを承認することが出来る。但し分会を設置し指導する者は 3 段以上の資格を有しなければならない。

第 6 条 分会の運営は原則として当該分会長が行う。

## 第 5 章 会 員

- 第7条 本会に入会を希望する者は所定の入会申込書に入会金を添え、所属しようとする分会に申し込むものとする。
- 第8条 分会長はその分会所属の会員名簿に会費を添え本連盟会長に申請しなければならない。
- 第9条 分会長が5月以降に入会申込書を受理した場合は、直ちに本連盟会長に会費を添え、新たに申請しなければならない。
- 第10条 本連盟会長は分会長から登録申請を受理した場合は、これを台帳に登録しなければならない。
- 第11条 本会の会員は会費を納めなければならない。
- (1) 会費の納期をその年の8月までとし、事情により分会長が認めればこの限りではない。
  - (2) 会員は新年度スポーツ障害保険加入者とし4月末に在籍する分会員とする。
  - (3) 年度中会費納入なきときは協議により、分会を除名することがある。

## 第 6 章 会 費

- 第12条 会費を次の通りに定める。
- 会 費 年間 1名 1,000円

## 第 7 章 昇級審査

- 第13条 昇級審査に関する規定は別に定める。

( 付 則 )

- (1) 本規定は昭和60年5月10日に改定し施行する。
- (2) 本規定以外に関する事項は全て本連盟規約による。

昭和62年4月18日一部改定

平成13年4月1日一部改定

平成16年4月1日一部改定

令和7年5月6日一部改定

# 大分市剣道連盟昇級審査規定

## 第 1 章 総 則

第1条 大分市剣道連盟の定める級位は、全てこの規定の定めるところにより5級から1級については県剣道連盟会長がこれを授与する。

第2条 級位は5級から1級までの5級制とし、剣道にかんする総合的審査により与えられる。

## 第 2 章 資 格

第3条 級位を受審する者は次の資格を併せ有しなければならない。

- (1) 大分市所在の分会又は学校クラブ等の所属会員であること。
- (2) 昇級受審者年齢(学年)を次の通りとする。小学生は5級から中学生以上は3級から受審すること。

5級受審	小学校1年生以上	4級受審	小学校2年生以上
3級受審	小学校3年生以上	2級受審	小学校4年生以上
1級受審	小学校5年生以上		

## 第 3 章 審 査

第4条 審査は5級より1級までの各相当の実技、学科により本連盟が審査する。

- (1) 審査会は本連盟の理事長を審査委員長とし、若干名の審査委員をもって構成する。
- (2) 審査委員は本連盟会長の委嘱した5段以上の受有者5名で行う。
- (3) 審査委員の年齢上限は70歳とする。

## 第 4 章 再 審

第5条 本連盟会長は審査の結果を不相当と認めた時は、これを再議に付すことが出来る。

## 第 5 章 手 数 料

第6条 級位の受験に伴う審査料は下記の通りとする。

(1) 審査料

5・4級 500円    3・2・1級 1,000円

(2) 証書料

5・4・3・2・1級 1,000円

(3) 3級受審者は入会金3,200円(県2,200円、市1,000円)と  
県剣連登録料3,300円を添えて申し込むこと。

## 第 6 章 認定審査

第 7 条 飛び級・・・認定審査申込書を添付する。

会員所属の分会長が特別の理由を認め、かつ本連盟審査委員長が認めた場合に限り前級位を有せざる者の4級以上1級までの審査を受けることが許される。

## 付 則

本規定は昭和56年4月1日より施行する。

昭和 61 年 4 月 19 日改定

平成 2 年 4 月 28 日改定

平成 13 年 4 月 1 日改定

平成 14 年 4 月 1 日改定

平成 22 年 4 月 2 日改定

平成 29 年 4 月 23 日改定(県剣連改定に基づく)

令和 7 年 5 月 6 日改定

# 大分市剣道連盟旅費規定

## 第1条 目 的

この規定は大分市剣道連盟役員及び派遣の審査委員、選手等の出張旅費支給額を定めるものとする。

## 第2条 適 用

1. 出張旅費は県内を原則とし、県外にあってはこの限りではない。
2. 全て主催者負担の場合は適用しない。

## 第3条 出張発令

出張は常任理事会に諮り、その決定に基づき、理事長が発令する。

## 第4条 旅費の種類

- (1) 旅費の種類は、交通費、食卓料、宿泊費、日当とする。
- (2) 旅費の算出については県剣連旅費（日当）規則第3条に準ずる。
- (3) 会長が必要に応じ招集した役員会の旅費日当は  
1人一律2,000円とする。
- (4) 本連盟が主催または後援する各種大会、研修（講習）会及び審査会等において会長が委嘱した役員の旅費日当は下記の通りとする。

大会役員	1日	1,000円	半日	1,000円
競技役員	1日	4,000円	半日	2,000円
補助員	1日	500円	半日	500円

### 備考

- (1) 1日、半日の区別や弁当の必要は理事長が決める。
- (2) 招聘した講師の場合においてはこの限りではない。

第5条 出張日数 出張日数は事務局において協議決定する。

## 第6条 出張復命

出張復命については任務終了の日から5日以内に報告書を提出する。

## 第7条 施 行

本規定は昭和49年4月1日より施行する。

昭和50年4月 1日一部改定

平成13年4月 1日一部改定

平成31年4月21日一部改定

# 大分市剣道連盟慶弔規定

- 第1条 目的  
本規定は会員の慶弔を行いもって会員相互の親睦をはかるとともに、その福祉に寄与することを目的とする。
- 第2条 組織  
本会は会員をもって組織する。
- 第3条 運営  
本会は業務の適性なる運営をはかるため運営委員をおく。運営委員は常任理事をもって組織する。
- 第4条 事業  
本会は次の事業を行う。  
(1) 親睦 会員相互の親睦をはかるための催しをする。  
(2) 弔意 会員が死亡した時は香料として金30,000円以下を贈る。その基準を次の通りとする。  
ア、本連盟発展のために顕著な功労があった会員。 30,000円  
イ、本連盟発展のため功労のあった会員。 20,000円  
ウ、一般会員 10,000円  
エ、会員の配偶者及び会員の一親等が死亡した時は、  
10,000円以下で弔意を表す。  
(3) 災害 会員の家庭に災害(火災・水害)その他が生じ時は運営委員会で協議の上事情に応じて見舞金を贈る。  
見舞金は30,000円以下とする。
- 第5条 経費の支出  
第4条 1 項の経費の支出に対しては、運営委員会で協議の上決定する。
- 第6条 修正  
本会は必要に応じ会員の総意に基づき修正することが出来る。
- 付 則  
本規定は昭和 43 年 3 月 7 日より実施する。  
昭和 50 年 4 月 1 日一部改定  
昭和 61 年 4 月 19 日一部改定  
平成 13 年 4 月 1 日一部改定

## 大分市剣道連盟事務局規定

- 第1条 本規定は連盟規約第2条及び第11条の1項に基づくものとする。
- 第2条 事務局は事務局長1名、会計1名、庶務1名をもって構成する。  
(但し事務局長は会計及び庶務を兼務することが出来る)
- 第3条 事務局長は会長の指示に基づき諸規約及び理事会の決議事項について事務を行い必要書類の作成保存に当たる。
- 第4条 事務局は次の事項について事務を処理するものとする。  
(1) 大会、審査会、講習会、諸会議の開催。  
(2) 県剣連、少年部分会、市体協等への連絡。  
(3) 昇段、昇級に関する事務処理。  
(4) 会員との連絡。  
(5) 各種経費、会費の徴収、諸費用の支弁。  
(6) その他会の運営に必要な事項。
- 第5条 事務局に次の帳簿を備えつけ保存するものとする。  
(1) 諸規約書 永久保存 (6) 金銭出納簿 10年保存  
(2) 役員名簿 永久保存 (7) 証憑書類 7年保存  
(3) 議事録 3年保存 (8) 昇級台帳 5年保存  
(4) 受発信簿 3年保存 (9) 備品台帳 永久保存  
(5) 大会記録 永久保存 (10) 出勤簿 5年保存  
(11) 表彰者記録(台帳) 永久保存
- 第6条 事務局は毎年度下記の事項について報告書を作成し、総会に報告するものとする。  
(1) 諸規定 (4) 予算書決算書  
(2) 役員表 (5) 審査会報告  
(3) 行事報告行事計画 (6) 表彰者
- 第7条 事務局員に対する手当は支給する。但しその額は理事会において定める。
- 第8条 本規定は平成3年4月1日より施行する。

平成10年4月25日一部改定

平成13年4月 1日一部改定

# 内 規

## 第1章 総 則

第1条 本内規は大分市剣道連盟規約第21条に基づいて定めるものである。

## 第2章 目的及び事業

第2条 役員選出を円滑かつ迅速に行うため、役員選考委員会（以下選考委員会という）を設置する。

第3条 選考委員会において選出する役員は次の通りとする。

- |          |            |
|----------|------------|
| (1) 理事   | (4) 副理事長   |
| (2) 常任理事 | (5) 県剣連理事  |
| (3) 理事長  | (6) 県剣連評議員 |

第4条 1, 選考委員会の委員は総会に出席した各組織、地域等より代表者を選出し会長が委嘱する。

2, 各組織、地域は次の通りとする。

- |         |         |           |         |        |
|---------|---------|-----------|---------|--------|
| (1) 警察  | (2) 刑務所 | (3) 中体連   | (4) 高体連 | (5) 県庁 |
| (6) 市役所 | (7) 一般  | (8) 居合道杖道 | (9) 女子部 |        |

3, 委員は各一名とする。

第5条 1, 選考委員会に委員長を置く。

2, 委員長は本連盟の運営に通暁している会員を会長が委嘱する。

3, 委員長は選考委員会の議長となり委員とともに役員を選考し、会長に具申する。

## 第3章 範士の称号推薦

第6条 1, 教士八段受有者で八段受有後8年以上経過したもの及び教士七段受有者の内、年齢70歳以上の会員で、範士称号の県剣道連盟会長の推薦を得ようとする者は関係書類を整え申し込むこと。

2, 本連盟は理事会に諮って会長が県剣道連盟に推薦する。

## 第4章 会 議

第7条 分会長会議は会長、副会長、常任理事、分会長で構成され、理事長が議長となる。

第8条 1, 本連盟が行う、全ての会議に監事は出席することが出来る。

2, 本連盟が行う会議の議事は議事録に記録し、事務局に保存しなければならない。

3, 議事録の作成には指名された記録委員と2名以上の署名委員をおく。

4, 議事録の閲覧及び謄写は代議員のみとし、事務局の勤務時間内とする。

尚、事務局のコピー機の使用はできない。

## 第5章 表 彰

第9条 本連盟は会員、準会員、特別会員に対して表彰状及び記念品を贈呈して表彰することができる

第10条 表彰は本連盟の主催する剣道大会時にこれを行う。

第11条 表彰基準は次の通りとする。

- 1, 本連盟発展のため特に功労があった者
- 2, 本連盟を代表して剣道、居合道、杖道大会に出場しその成績が顕著であった者
- 3, 本県を代表して全国大会に出場しその成績が顕著であった者

第12条 表彰は理事会において審議し決定する。

## 第6章 役 員 手 当

第13条 本連盟の役員には理事会の決定に基づいて手当を支給することができる。

## 第7章 付 則

第14条 本規定は平成13年4月1日より施行する。

平成15年4月 1日 一部改定

平成22年4月25日 一部改定

令和 7年 5月 6日 一部改定

# 入会金、会費、手数料の徴収について

規約第18条の定める入会金、会費、手数料を次の通り定める。

1, 入 会 金            1, 000円

2, 会        費            3, 000円

但し学生（中学・高校・大学・専門学校）は 2, 000円

3, 手 数 料

(1) 昇段審査手数料

段 位

初 段	1, 000 円
二 段	1, 500 円
三 段	2, 000 円
四 段	2, 500 円
五 段	3, 000 円
六 段	4, 000 円
七 段	4, 000 円
八 段	5, 000 円

称 号

錬 士	4, 000 円
教 士	5, 000 円

(2) 昇級審査料については別に定める。

昭和 58 年 4 月 17 日改定

昭和 61 年 4 月 19 日改定

平成 9 年 4 月 27 日改定

# 分会設置申請書

様式 1

年 月 日

大分市剣道連盟

会長 殿

申請者住所

氏名

印

この度、下記の通り分会の設置を申請致します。

宜しく御承認方お願い申し上げます。

記

設 置 場 所	〒
道 場 名	
指導者段位	
氏 名	
会 員 数	男 名 女 名 合計 名
分 会 名	
連 絡 先	TEL